

判例研究：詐欺の被害者が送付した荷物を依頼を受けて送付先のマンションに設置された宅配ボックスから受け取るなどした者に詐欺罪の故意及び共謀があるとされた事例

(最高裁令和元年9月27日判決刑集73巻4号47頁)

菅 沼 真也子

【事実の概要】

被告人Xは、架空の老人介護施設の入居権譲渡に関する問題を解決するために必要であるように装って現金をだまし取ろうと計画し、氏名不詳者らと共謀の上、複数回にわたりA方に電話をかけ、Aに対して、現金350万円を本件マンション〇号室B宛てに宅配便で2回に分けて送付する必要がある旨うそを言い、Aにその旨誤信させ、2回にわたり前記B宛てに現金合計350万円在中の荷物を宅配便で発送させ、被告人が前記マンションに設置された宅配ボックスに預けられた前記荷物を取り出してAから現金合計350万円の交付を受けた(以下、本事件を「詐欺既遂事件」という。)

Xは、架空の老人介護施設の入居権に関する取引実績作りの名目で現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、複数回にわたりC方に電話をかけ、Cに対して現金150万円を東京都北区内のマンション〇号室D宛てに宅配便で送付する必要がある旨うそを言い、Cにその旨誤信させ、前記D宛てに現金150万円在中の荷物を宅配便で発送させ被告人が前記マンションに設置された宅配ボックスに預けられた前記荷物を取り出したが、Cが警察に相談するなどして前記荷物の中に偽装紙幣を入れていたため、その目的を遂げなかった(以下、本事件を「詐欺未遂事件」という。)

このうち、詐欺既遂事件について、本件マンションのエントランスには、オートロック式の自動ドアとインターフォン機器のほか、集合郵便受け及び宅配ボッ

クスが設置されている。同郵便受けのエントランス側（表側）には郵便物等の投入口があるが、郵便物等の受取は、オートロックを解錠して自動ドアからマンションのエレベーターホールに入り、同郵便受けの裏側から行う構造となっている。荷物の配達時に名宛人である居住者が不在であった場合には、宅配業者は、荷物を宅配ボックスに入れ、暗証番号を設定して施錠した上、不在連絡票に暗証番号を記入してこれを名宛人の郵便受けに投函し、名宛人は、郵便受けから不在連絡票を取り出し、そこに記載された暗証番号を用いて宅配ボックスから荷物を受け取る仕組みとなっている。Xは、氏名不詳者から電話で荷物受取の依頼を受け、本件マンションのエントランスに入り、郵便受けの投入口から宅配便の不在連絡票を取り出し、そこに記載された暗証番号を用いて宅配ボックスの扉を開け、AがB宛てに送付した現金在中の荷物を取り出し、その後、同荷物を回収役に渡した。Xは、上記受取の際に、携帯電話を使用して、詐欺未遂事件の荷物受取の際に通話していたのと同一の電話番号の相手と通話していた。

【訴訟の経緯】

第一審判決（静岡地裁浜松支部平成29年12月22日判決刑集73巻4号102頁）では、2件の詐欺事件についていずれも詐欺罪の成立が肯定されたが、原判決（東京高裁平成30年7月20日判決刑集73巻4号112頁）では、詐欺未遂事件についてのみ詐欺罪の成立が肯定され、詐欺既遂事件について以下のような理由で詐欺罪の故意が推認できないとされた。

第一審判決において、後に行なった詐欺未遂事件の際に認められる事情から先に行なった詐欺既遂事件の故意および共謀を認定した点について、①「詐欺事件については、詐欺事件の際に認められる諸事情に限定して、被告人に詐欺の故意が認められるかどうかを検討すべきである」として、この見地から改めて詐欺既遂事件の故意を検討すると、②「被告人が、荷物の取り出し行為について、何らかの犯罪を含めた不正な行為であるかもしれないという程度の抽象的な認識を通常持つであろうことまでは推認できる」が、詐欺既遂事件において存在する事実

関係だけからでは、「被告人が、これは詐欺の被害者が送った荷物を取り出しているのかもしれないという認識に至ると推認するには足りない」。③「最低限、以前から同じような取出しを繰り返していたとか、別のマンションでも同じような取出しをしていたなどの事実が加わらなければ、詐欺の被害者が送った荷物を取り出しているのかもしれないという詐欺の故意に結び付く発想には至らないのであって、詐欺の未必的な認識まで推認するには、合理的な疑いが残る」。

【判決要旨】

破棄自判。

最高裁は詐欺既遂事件について詐欺の故意を否定した原判決を破棄し、詐欺既遂事件でのXの故意に関して職権で次のように判示した。

「被告人は、依頼を受け、他人の郵便受けの投入口から不在連絡票を取り出すという著しく不自然な方法を用いて、宅配ボックスから荷物を取り出した上、これを回収役に引き渡しており、本件マンションの居住者が、わざわざ第三者である被告人に対し、宅配ボックスから荷物を受け取ることを依頼し、しかも、オートロックの解錠方法や郵便受けの開け方等を教えるなどすることもなく、上記のような方法で荷物を受け取らせることは考え難いことも考慮すると、被告人は、依頼者が本件マンションの居住者ではないにもかかわらず、居住者を名宛人として送付された荷物を受け取ろうとしていることを認識していたものと合理的に推認することができる。以上によれば、被告人は、送り主は本件マンションに居住する名宛人が荷物を受け取るなどと誤信して荷物を送付したものであって、自己が受け取る荷物が詐欺に基づいて送付されたものである可能性を認識していたことも推認できるというべきである」。原判決の判示①および③に対しては、「事後的な事情を含めて詐欺の故意を推認することができる場合もあり得る上、以上のような本件の事実関係に照らせば、原判決が指摘する事実は、被告人の詐欺の故意を推認するのに不可欠なものとはいえない」。また、荷物の名宛人たるBが本件マンションの居住者であると思っていた旨の

被告人の供述を信用することはできないとしたうえで、「それ以外に上記詐欺の可能性の認識を排除するような事情は見当たらない」。

以上のことから、「このような事実関係の下においては、被告人は、自己の行為が詐欺に関与するものかもしれないと認識しながら本件各荷物を取り出して受領したものと認められるから、詐欺の故意に欠けることなく、共犯者らとの共謀も認められる」。

【研究】

I. はじめに

近年、特殊詐欺の受け子における詐欺の故意に関する最高裁判例が相次いで現れている。被害者に現金入りの荷物を郵送させてそれを受け子が受領するという現金送付型特殊詐欺事案における受け子の故意に関しては、すでに最高裁平成30年12月11日判決（以下、「12月11日判決」とする。）ならびに最高裁平成30年12月14日判決（以下、「12月14日判決」とする。）において、故意の認定手法が明らかにされているところであるが（以下、両判決を併せて示すときには「平成30年両判決」とする）。本事案も、これらの判例に続いて現金送付型特殊詐欺事案の受け子の故意の認定に関して一例を付け加えるものである。もっとも、本事案も平成30年両判決も、被告人が現金送付型特殊詐欺の受け子であること、ならびに欺罔行為たる被害者への架電には関与していないという点では共通しているが、空室等で宅配業者から荷物を偽名で受領するという形態と、不在連絡票を用いて宅配ボックスから荷物を取り出すという形態では、行為態様としてかなり相違がある。それゆえ、双方の事案について同じ認定手法で故意の存否を判断することができるのかという問題が生じる。以下では、本事案と平成30年両判決とを比較して、本事案の被告人において詐欺の故意を認めることができるか検討する¹⁾。

1) 本判決に関する評釈として、大庭沙織・刑事法ジャーナル第64巻95頁、品田智史・法学セミナー781号123頁、十河太朗・法学教室473号131頁、高橋朋・警察公論74巻12号87頁、玄守道・新判例解説watch・2020年4月刑法No.149、前田雅英・

Ⅱ. 本判決と平成30年両判決での詐欺の故意の推認過程

(1) 本事案の争点

本事案においては、第一審から一貫して次の2つの点が争点となっている。第一に、行為者の行なった行為から詐欺の故意を推認することができるか、という点、第二に、先に行われた詐欺既遂事件における詐欺の故意を推認する際に、後に行われた詐欺未遂事件において存在した間接事実を取り入れることはできるか、という点である。以下、これらの2点について順次検討を加える。

(2) 故意の推認過程

詐欺罪の故意の存否を判断する際に考慮される事情として、本事案においては、次のような事実が取り込まれている。被告人Xは氏名不詳者から依頼を受けて、指示されたマンションの集合ポストの外側から不在連絡票を取り出し、その連絡票に記載されている暗証番号を用いて、当該マンションの宅配ボックスを操作して荷物を取り出し、回収役に渡す、という行為を実行していること、詐欺既遂事件はXにおいて初めて関与した事件であり、詐欺未遂事件が2回目の関与であること、という事実である。

原判決では、これらの事実からは、Xにおいて「何らかの犯罪を含めた不正な行為であるかもしれない」との認識は推認できるとしても、「詐欺の被害者が送った荷物を取り出す行為かもしれない」との認識までは推認することができず、それゆえに自己の行為が詐欺であることの認識は認められない、と結論付けられている。

これに対して、本判決では、これらの事実に基づいて、このような著しく不自然な方法での荷物の受領に関与したXにおいては、「依頼者が本件マンションの居住者ではないにもかかわらず、居住者を名宛人として送付された荷物を受け取ろうとしていることを認識していた」と合理的に推認することができ、そうだとすると、Xは「送り主は本件マンションに居住する名宛人が荷物を受け取るなどと誤信して荷物を送付したものであって、自己が受け取る荷物が詐

欺に基づいて送付されたものである可能性を認識していたこと」も推認することができ、それゆえに「自己の行為が詐欺に関与するものかもしれない」と認識していたと認められる、と判示され、かつ、「詐欺の可能性を排除する理由は見当たらない」として、詐欺の故意が肯定されている。

他方、平成30年両判決での行為者の行為態様、および詐欺の故意の推認過程は次のようなものであった。平成30年両判決ではともに、被害者から送付され、宅配業者によって配達された現金入りの荷物を、12月11日判決ではマンション空室で、12月14日判決では自宅で、それぞれ自己と異なる名前をサインして受領する、という行為を複数回繰り返し、毎回報酬を受け取るという行為を被告人が行なっている。このような被告人において、被告人の供述から被告人が何らかの犯罪行為に関与している可能性を認識していたことを認定したうえで、12月11日判決では、被告人の行為は「荷物が詐欺を含む犯罪に基づき送付されたことを十分に想起させるものであり、本件手口の報道等がより広く社会に周知されている状況の有無にかかわらず、それ自体から、被告人が自己の行為が詐欺に当たる可能性を認識していたことを強く推認させるものというべきである」として、12月14日判決では、被告人が依頼された仕事は「詐欺等の犯罪に基づいて送付された荷物を受け取るものであることを十分に想起させるものであり、被告人は自己の行為が詐欺に当たる可能性を認識していたことを強く推認させる」として、それぞれ自己の行為が詐欺を含む犯罪に関与するものである可能性を行為者が認識していたことが推認され、かつ、ここから詐欺の可能性を排除するような事情も見当たらないとして、いずれも詐欺の故意が肯定されている。

Ⅲ. 「特異な受領行為」から直接推認されている認識

(1) 平成30年両判決で推認されている認識

各判決を概観すると、本判決と平成30年両判決では、宅配業者によって配達された荷物を不自然な方法で受け取るといった間接事実から、自己の受領行為が詐欺に当たる可能性を被告人が認識していたことを推認し、かつ、そこから

詐欺の可能性を排除するような事情が存在しないことを理由として詐欺の故意が肯定されているという点で、その判断手法は共通しているといえるが、一方で、それぞれの判決において、著しく不自然な受領行為ないし特異な受領行為から直接推認されている被告人の認識は異なっている。

平成30年両判決では、特異な受領行為から、「自己の行為が詐欺等の犯罪に当たるかもしれない」との認識が直接推認され、それゆえに自己の行為が詐欺である可能性の認識があったことが肯定されている。行為態様から直接詐欺の可能性の認識を推認するためには、当該受領行為自体が詐欺、中でも特殊詐欺を想起させる性質のものでなければならない。欺罔行為には関与していない受け子においては、まさに自身が受け子として詐欺に関与しているかもしれないことを認識している必要がある²⁾、このような認識があったことを肯定するためには、行為者において自己の行為が具体的に特殊詐欺と結びつけられていなければならないからである。このことから、平成30年両判決は、詐欺の意味の認識の有無が問題となった事案として捉えられる³⁾。

受領行為から特殊詐欺の認識を推認するためには、荷物の受領が金銭的な利益と結びつくものであることを想起させる事情として、高額な報酬を受け取っていたという事実や同種の受領行為への複数回の関与という事実が、被害者と直接対面して現金を受領するという従来型の特殊詐欺との共通性を見いだすための事情として、自己の名義を偽って宅配便を受け取るという事実が重要となる。これらの事実は、何らかの犯罪行為として行為者の頭の中に想起された複数の犯罪の中に、薬物取引や拳銃取引以外に特殊詐欺も含まれていることを具体的に立証するために必要な間接事実であるといえるからである。すなわち、ここには、依頼者が高額な報酬等の費用をかけ身元を隠して何度も受領する荷物が何なのかを考えたとき、荷物には相当の財産的価値があり、また依頼者は反復的に利益を得る目的で行動していると思うであろうといえるのであり、相

2) 高橋則夫「特殊詐欺をめぐる犯罪論上の諸問題」判例秘書ジャーナル・文献番号 HJ200015 (2019年) 16頁。

3) 高橋則夫・前掲注(2)15頁。

手に財物を交付させて利益を得る犯罪としては、詐欺が1つの典型であることから⁴⁾、行為者が想起した何らかの犯罪行為の1つとして、少なくとも詐欺は排除されない、という推認過程がある。受け子が複数回にわたって同種の特異な受領行為を行なっているという事情が存在しなくともその他の間接事実によって特殊詐欺の認識は推認されうるため、この事情は受け子の故意の推認にとって決定的な事情とまではいえないが⁵⁾、違法行為と分かっているそれに関与する行為者は、特異な受領行為を繰り返し行なう中で自己の関与する犯罪とは何なのであろうかと思いを巡らし、その結果として特殊詐欺の可能性をも想起することとなると考えられる。それゆえ、複数回の関与という事情は、特殊詐欺の認識を推認するにあたって特に重要な要素となりうる⁶⁾。

本事案の原判決は、本事案も平成30年両判決の判断枠組みの射程内にある事案と捉えて、不自然な受領行為ゆえに、Xには「何らかの犯罪を含めた不正な行為であるかもしれない」との認識があったことを推認したうえで、受領時の名義の偽りがなく、報酬の有無が明らかでない本事案においては、少なくとも複数回関与していなければ特殊詐欺の認識は推認できないとして、詐欺の故意を否定したものと考えられる。

(2) 本判決で推認されている認識

これに対して、本判決では、著しく不自然な受領方法からは、「依頼者は居住者でないかもしれない」「それにもかかわらず、依頼者は居住者宛ての荷物を受け取ろうとしているのかもしれない」という認識が推認されている。不自

4) 半田靖史「受け子の故意の認定」法学セミナー64巻12号24頁。同旨のものとして、吉田誠「判批（大阪高判平成30・1・12）」捜査研究809号61頁、猪股正貴「判批（東京高判平成27・1・30，同平成27・6・11）」8頁以下。

5) 同旨のものとして、江見健一「特殊詐欺の受け子の罪責に関する諸問題——特殊詐欺の現状と近時の最高裁判例を踏まえて——（下）」警察学論集第72巻第12号。

6) 拙稿「特殊詐欺事案における受け子の故意として必要な認識——最三判平成30・12・11および最二判平成30・12・14を素材として——」商学討究第70巻第4号116頁では、この点について詳述している。

然な受領行為から推認されるのが「居住者でない者からの依頼かもしれない」という認識であるならば、受領行為の特異性を基礎づける事情であるところの、報酬の有無や名義の偽り行為、複数回の関与という事情は不可欠ではないこととなる。これらの事実が存在しなくとも、通常、マンションの居住者からの依頼であれば、本事案のような、一見すると窃盗のようにも見える態様では不在連絡票の取り出しを依頼しないであろうと考えることができ、そうだとすると、このような行為を指示されれば、依頼者が本件マンションの居住者ではないかもしれないとの考えに行為者が至ることが推認されるからである⁷⁾。このような推認は一般的に理解可能なものであり、その合理性は否定されないとと思われる。これと並んで、Xが自己の行為について「何らかの犯罪に関わるものである可能性」を認識していたか否かというのも、依頼者が居住者でないことの認識の推認とは無関係の事情ということが出来る。本判決は、Xの詐欺の故意を推認するにあたってこれらの事情は不要であるがゆえに、これらの事情の有無には言及しなかったものと考えられる⁸⁾。

そして、このように依頼者が居住者でない可能性を認識した行為者が、次に荷物の送り主について考えを及ぼせたとき、一般に、送り主は荷物の送り先住所に居住する者に宛てて荷物を送付するのであるから、行為者においても、当該荷物の送り主は居住者が荷物を受領すると思っているであろう、と認識しうる。このような認識と、依頼者が居住者でない者かもしれないとの認識を併せ考えると、行為者は、送り主は居住者でない者が受領することを知らずに荷物を送付しているかもしれないとの考えに至る、という推認過程で、本判決では、Xは、送り主は居住者が受領すると思って荷物を送付しているかもしれない、すなわち、送り主は荷物の受取人について錯誤に陥って荷物を送付しているかもしれない

7) 窃盗にも見える行為態様であったという点で、本事案では詐欺の認識と窃盗の認識との重なり合いが1つの問題となりうると思われる。

8) もっとも、居住者でないであろう依頼者の指示で本事案のような行為に関与した行為者において、このような著しく不自然な行為を行なう者が自己の行為について何らかの犯罪に関わるものであるとも思っていなかったというのは、通常考えられないと思われる（このような理解の詳細については拙稿・前掲注(6)116頁）。

ことを認識していたと推認されるとして、「自己の受け取る荷物が詐欺に基づいて送付されたものである可能性」の認識も推認できる、と結論付けられている。

このような推認過程に関しては、依頼者が居住者でないことを認識した行為者において、送り主が錯誤に陥っているという認識を推認することに合理性はあるか、という点が問題となりうる⁹⁾。故意とは他人の意識、心理状態を情況証拠によって認定するという性質のものであり、それゆえに、平成30年兩判決のように、間接事実から推認される行為者の認識として複数の犯罪が考えられることもある。たしかに、本事案のような受領方法で偽の宛名を用いて違法薬物や銃器等のやり取りがなされることも可能性としては考えられ、行為者がこれらの認識を持つこともありうるが¹⁰⁾、行為者の認識として複数の犯罪の可能性の認識が推認される場合もあるがゆえに、可能性の1つとして禁制品の取引がありうるものが、本判決の推認過程の合理性を否定する理由とはならないであろう¹¹⁾。本事案では、「何らかの犯罪に関わるものである可能性」の認識の有無自体は問題となっていないことから、行為者が詐欺以外の犯罪として薬物や拳銃取引の可能性を想起していたか否かは検討の対象とされず、端的に詐欺の認識が推認されたと考えられる¹²⁾。

本判決を以上のように理解すると、本判決は、受領行為から、送付者が欺罔されて荷物を送付している可能性を認識していたことが推認され、故意が肯定

9) ここには論理の飛躍があり、合理的な疑いを超えて証明できているとは言いがたいことを指摘するものとして、玄・前掲注(1)4頁。

10) 大庭・前掲注(1)98頁。

11) たとえば、覚せい剤輸入事犯において、隠匿物は金塊であると認識していたとの被告人の弁解は未必的な認識の限度では排斥できないとしながらも、この認識が覚せい剤等であるかもしれないという未必的認識とは必ずしも排斥し合うものではないとして、覚せい剤輸入罪の故意が肯定された事案として、大阪高裁平成30年5月25日判決高刑速(平30)号286頁が挙げられる。

12) 吉田・前掲注(1)58頁では、「間接事実による推認は、それぞれの事案における個々の事実関係によって異なるものではある」としたうえで、本事案について、「他人の郵便受けから不在連絡票を取り出すという著しく不自然な方法を用いている点で、平成30年各最高裁判例で認定された間接事実よりも詐欺の可能性の認識を推認する程度が強い間接事実が認定された事案である」とも述べている。

された事案と捉えることができる。すなわち、詐欺罪の構成要件該当事実は、「欺罔行為により被害者が錯誤に陥って財物を交付すること」であり、故意としてもこの認識があれば足りるところ、本判決で判示された「送り主は本件マンションに居住する名宛人が受け取るなどと誤信して荷物を送付した」かもしれない、という行為者の認識は、まさにこのような事実の認識であるといえる。このことから、本判決は、平成30年両判決とは異なる推認過程で故意の存否が判断された事案であると理解すべきであると考えられる¹³⁾。

これに伴って、平成30年両判決のように特殊詐欺の認識を推認するのであれば、自己の受領行為と特殊詐欺とを結びつけるために、特殊詐欺に関する一定の知識は必要とも解されるが、本判決のように、行為態様から被害者が錯誤に陥って荷物を送付している可能性の認識が推認されるのであれば、当該行為が特殊詐欺の一種であるか否かは問題ではないこととなる。それゆえに特殊詐欺に関する知識というのは、本事案のXの認識を推認するにあたっては不可欠な事情ではないといえる。

(3) 「詐欺」の認識の推認と「詐欺等」の認識の推認

本判決では「詐欺」の認識が推認されているという点でも、「詐欺を含む犯罪」の認識ないし「詐欺等の犯罪」の認識が推認された平成30年両判決とは異なるといえる。特異な受領行為について、12月11日判決では、「以上の事実は何物も詐欺を含む犯罪に基づき送付されたことを十分に想起させる」、12月14日判決では「以上の事実だけでも詐欺等の犯罪に基づいて送付された荷物を受け取るものであることを十分に想起させる」とされ、受領行為から想起される犯罪としては薬物取引や拳銃取引もありうるものの、その中に特殊詐欺も含まれているがゆえに、詐欺の可能性の認識が強く推認される、と結論付けられている。

これに対して、本判決では、送り主が錯誤に陥っていることが推認されるが

13) 品田・前掲注(1)でも、本判決の推認は平成30年両判決で故意を認めた手法とは異なるとの理解が示されている。

ゆえに、「詐欺」の認識が推認できる、とされている。受領行為自体から、被害者が受取人に関して錯誤に陥って荷物を送付していることが認識できるのであれば、その時点で想起される犯罪は詐欺に特定されることになるから、当然に詐欺の認識が推認されることになろう。それゆえ、本判決では、本事案の受領行為からまさに詐欺という特定の犯罪の認識があるとされているという点で、行為者の脳裏に複数の犯罪が想起されていた平成30年両判決よりも具体的な認識が推認されているといえることができる。

なお、平成30年両判決の上記判示部分は、受領行為から一般にこれらの認識が想起できる、と述べられた部分であり、ここでは、一般に詐欺等の犯罪を「十分想起させる」ものであるから、そこから詐欺を排除するような事情がない限り具体的な行為者においても詐欺の認識は推認され、両判決ともこのような事情は存在しないから、被告人において詐欺の認識があったと推認される、という推認過程が採られている。故意の認定に際しては、一般的な常人であればどう考えるのかといった合理的・理性的な人間を想定して考えるのではなく、当該被告人の特性や素養を前提として、その取り巻く状況からして、被告人にはどのような認識があったと認定できるのか検討する必要があるところ¹⁴⁾、具体的に行為者においてその認識があったことを肯定するための事情として、「詐欺を排除するような事情が見当たらないこと」が検討されているといえることができる。本判決でも、間接事実から推認された詐欺の認識がまさにX自身にあったことを肯定するために、「詐欺の可能性を排除するような事情も見当たらない」と言及されていると考えられる。

IV. 事後的な事情を故意の存否判断に取り込むことについて

本判決では、第一審判決において、詐欺未遂事件について詐欺の故意が推認できることを基礎として、先に生じた詐欺既遂事件での故意が推認されたこと

14) 高橋康明「詐欺罪における故意——特殊詐欺の受け子」植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選・下（第3版）』（立花書房、2020年）37頁。

に関して、原判決がこのような詐欺既遂事件の故意の推認手法を否定し、詐欺既遂事件の際に認められる諸事情に限定して詐欺既遂事件での故意を検討すべきであると判示したことに対して、「事後的な事情を含めて詐欺の故意を推認することができる場合もあり得る」と指摘されている。たしかに、第一審判決で示された次の事情、すなわち、詐欺既遂事件と詐欺未遂事件が同一の詐欺グループの犯行と推認されることや、2つの事件で被告人が同じ電話番号の相手と電話していたことは、これらの事情が後に生じた詐欺未遂事件での詐欺の故意を推認させる事情とはなりえても、これらの事情から先に生じた詐欺既遂事件での詐欺の故意が推認できるとはいうことはできない。それゆえ、この点で第一審判決に対する原判決の指摘は正当である。

本判決では、詐欺既遂事件での故意を推認するに際して、詐欺既遂事件以降に存在した事情は取り入れられていないため、ここで想定されている「事後的な事情」としてどのようなものが含まれるかは明らかではないが、たとえば実行行為後の発言やメールの文面、あるいは事件後のSNSでの投稿等により故意が推認されることはあり得ることといえるから、実行行為時の故意内容を推認するのに、実行行為後の事情を一切排除しなければならないわけではない。本判決が第一審判決について「結論において是認する」と判示していることからうかがえるように、本判決は、あくまで一般論として、事後的な事情を含めて故意を推認するという推認方法はありうると述べたにすぎず、本事案の第一審において用いられた、詐欺未遂事件で存在した事情を取り込んで先に生じた詐欺既遂事件の故意を肯定するという判断手法自体は否定されていると考えられる。

V. 本判決の意義

以上のように、本判決は、不自然な受領行為から、行為者において、依頼者が居住者でないかもしれないとの認識、そして依頼者は居住者でないにもかかわらず居住者宛ての荷物を受け取ろうとしているかもしれないとの認識が推認され、そこから送り主は居住者が受領すると思って荷物を送っているかもしれないとの認識、すなわち送り主は受取人について錯誤に陥って荷物を送付して

いるかもしれないとの認識が推認され、それゆえに自己の受領する荷物が詐欺に基づいて送付されたものかもしれないとの認識が推認されるとして、詐欺の故意を肯定したものであり、これらの推認過程はいずれも理解可能な推認であって、その合理性は否定されないと考えられる。

受け子は特殊詐欺の末端の関与者であって計画の全貌を知らされていない場合が多いことから、多くの事案では、平成30年両判決のように、「自己の行為が詐欺であることの認識」の有無、すなわち、依頼された仕事が特殊詐欺に関与するものであることの認識が推認されるかが問題となっていると思われ、それゆえに行為者において特異な受領行為と特殊詐欺とを結びつけることができるかが問題となることとなるが、本事案のように、特異な受領行為であっても、それがこれまでの特殊詐欺事案で用いられた方法とはかけ離れた態様であるがゆえに、平成30年両判決の枠組みでは詐欺の故意が認められない事案が生じうる。しかしながら、このような場合でも、あくまでも詐欺の認識があったことが立証されればよいのであって、受け子の犯罪であっても特殊詐欺の認識にこだわらず、詐欺の構成要件に該当する事実の認識があったかが明らかにされることが必要である。

もっとも、故意を否認している行為者について、行為者に詐欺の認識があったことを行為態様から推認することは、ある事実を知り又は経験した者は詐欺の可能性を認識するであろうという、予測的な推論に依拠するものであり¹⁵⁾、その推認手法によっては、行為者の現実の認識である故意を認定の問題にすり替え、被告人に挙証責任を転換することにもなりうる。平成30年両判決ならびに本判決の各原判決では、このような問題に配慮して行為者の認識が検討された結果、詐欺の故意は推認されうるが被告人においてはそれが認定できない、と判断されたものとも考えることもできる。故意は行為者の現実の心理状態であるという伝統的な故意理解の立場からは、故意を肯定するためにはあくまでも行為者自身が犯罪事実を認識していたことが立証されなければならないので

15) 半田靖史「受け子の故意の認定」法学セミナー64巻12号25頁。

あって、法の解釈として可能な範囲で当該犯罪の意味の認識が把握されなければならないことに留意する必要がある¹⁶⁾。

本判決は詐欺の故意に関する事例判断にすぎないが、受け子の故意の認定に際して、詐欺の事実の認識を推認することができるか否かを検討すべきであることを明らかにした事案であり、平成30年両判決の判断枠組みとは異なるものとして理解するのが妥当であると思われる¹⁷⁾。

[追記] なお、本稿脱稿後に、半田靖史「受け子の故意と共謀の故意」法律時報92巻12号15頁、ならびに中川武隆「判批」判例秘書・文献番号HJ200024に接した。

本研究はJSPS科研費17K13627の助成を受けたものである。

16) 予測的証拠のみならず回顧的証拠によっても故意の存在が裏付けられるべきであることを主張するものとして、大庭沙織「振り込め詐欺における受け子の故意の認定」刑事法ジャーナル53号24頁。

17) 品田・前掲注(1)123頁も、本判決と平成30年両判決の故意の認定手法は異なるとしている。